

大阪府八尾市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における大阪府八尾市の行政区域であり、概ねの面積は4,172ヘクタールである。ただし、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている地域を除く。なお、促進区域に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区」「環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落」「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（生駒・信貴山、矢田丘陵のため池群）」「生物多様性保全上重要な里地里山（高安地域の里山）」「自然再生促進法に基づく自然再生事業の実施地域（高安自然再生事業実施地域）」「大阪府レッドリスト2014」で選定された生物多様性ホットスポット（八尾ため池群・大和川堤防）等の環境保全上重要な地域を含むほか、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

八尾市は、大阪府の中央部東寄りに位置し、西は大阪市、北は東大阪市、南は柏原市・松原市・藤井寺市、東は生駒山系を境にして奈良県に接している。

基幹産業は製造業であり、中小企業を中心とした「ものづくりのまち」として高い知名度を誇る。大阪府の歯ブラシの製造品出荷額は全国第2位（令和3年経済センサス活動調査）であり、うち15社（約58%）が八尾市内に所在している。金属製品、電子機器等、伝統的な製品から最先端技術に至るまで、多種多様な産業が集積しており、匠の技が光る。製造品出荷額等は、堺市・大阪市・池田市・東大阪市に次いで府内で5番目（令和3年経済センサス活動調査）の規模となっており、八尾市立中小企業サポートセンターを核に技術指導を中心とした支援事業を展開している。

交通インフラとしては、OsakaMetro、近畿日本鉄道、JR西日本の11箇所の駅が所在しており、また近畿自動車道のICも市街地から近い。

さらに関西圏のゼネラル・アビエーションの拠点となる八尾空港があり、セスナでの遊覧飛行や自家用セスナの拠点、事業用ヘリコプターの利用が可能である。地震災害等の緊急時には、八尾市の広域避難地として指定されている。

本市の人口は、令和2年国勢調査によると、264,642人である。また、第2期八尾市人口ビジョン・総合戦略によると、本市の発足時（昭和23年（1948年）4月1日）の人口は64,431人であったが、昭和50年（1975年）頃にかけて人口が急増し、その後は緩やかな増

加を辿り、平成2（1990年）にピークを迎えた。平成7年（1995年）以降、人口は僅かずつ減少している。

【八尾市全域地図】

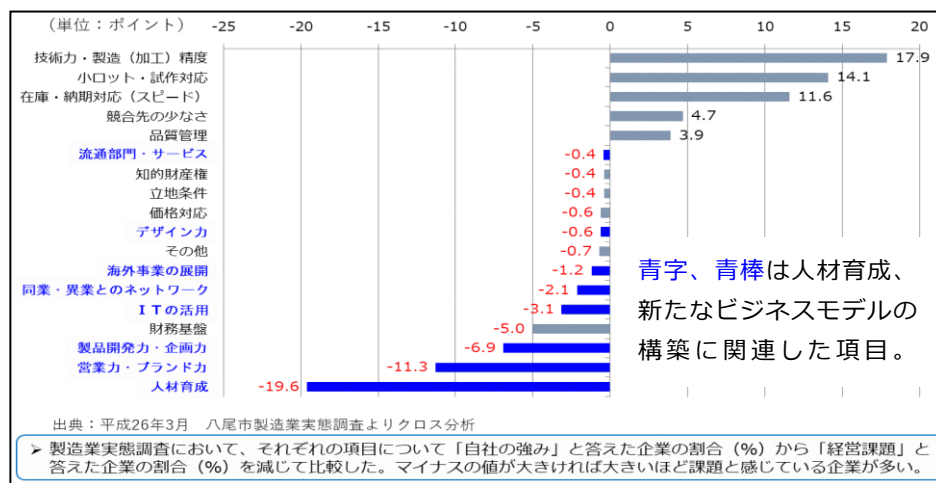


2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、令和 3 年経済センサス活動調査によると 4 人以上の製造業の事業所数は 1,016 と大阪府下で 4 番目の集積を誇り、製造品出荷額等においても 822,234 百万円を超え、大阪府下 5 位と全国でも有数のものづくりのまちである。

しかしながら、Industry4.0 や Society5.0 など製造業には新たなデジタル化の波が押し寄せており、また新興国を中心とした海外のものづくり技術が著しい進展を見せるなど、外的環境は急速に変化している。このような状況のもと、これまで大企業の下請などで事業を営んできた市内の多くの企業にも、従来の概念からの脱皮した新たなビジネススタイルの確立が強く求められている。図 1 に八尾市製造業実態調査の結果（2014 年実施）のとおりに、市内の製造業では加工精度などの製造技術に自信を持つ企業が多い一方、「人材育成」「営業力・ブランド力」「製品開発力・企画力」といった、下請中小企業によく見られる事項を経営課題と感じている企業が多い。また、IT 活用、同業・異業とのネットワーク、海外事業の展開、デザイン力、流通部門・サービスといった新たな発想力を求められる項目に対しても課題を感じている。加えて、多くの八尾市内企業の経営者年齢が 60 歳以上と高齢化は着実に進んでおり、社会環境の変化と時代の潮流に乗り遅れず苦しむ中小企業も多く、事業承継・継続というのも切実な問題である。意欲ある後継者を創出するためには、自社で製品企画・開発を行い、独自ブランドを創り出す企業へのビジネスモデルの転換と、新たなデジタル技術を駆使するデジタルトランスフォーメーション（DX: Digital Transformation）をスピーディーに取り入れるなど、ビジネススタイルの変革を強力に推進するクリエイティブな人材の輩出や、社会環境の変化に柔軟に対応できる企業力が求められている。この課題の解決に向けて、企業や社員、大学、金融機関などを繋ぐネットワークを構築する「場」と企業がエンドユーザーと交流できる「場」を創り出し、それらの「場」をコーディネートすることにより新たなコラボレーションを生み出す、イノベーション推進拠点を活用し、高付加価値化を促進し、産業集積の維持をはかる。



(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	1 0 2 3 百万円	1 2 7 7 百万円	2 4 . 8 %

(算定根拠)

1 件あたり平均 2 5 5 . 3 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 4 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 1 2 7 7 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I 】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	3 件	4 件	3 3 . 3 %

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ～ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6, 8 8 9 万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で 1 % 以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 4 % 以上 増加すること

なお、(2)、(3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

- 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

- 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①歯ブラシ生産、金属製品、電子機器等の産業集積を活用した、ハードウェアイノベーション推進拠点を核とした成長ものづくり分野

（２）選定の理由

本地域には、全国トップクラスの出荷額である歯ブラシ生産のほか、金属製品、電子機器等、伝統的な製品から最先端技術に至るまで、多種多様な産業が集積している。歯ブラシ生産においては、全国２位の歯ブラシ生産を誇る大阪府において、その５割以上の１５事業所が本地域に立地するなど、国産歯ブラシ生産の中心地となっている。

製造業の中でも、金属製品製造業の付加価値額は 46,259 百万円（令和３年経済センサス活動調査）で府下４位の規模、その事業所数を製造業における業種別構成比で見ると、27.2%（276 事業所）となっており、全国（9.7%）、大阪府（14.5%）と比較しても突出して多くなっている。

また、電子部品等製造業の付加価値額は 5,360 百万円で府下４位の規模、製造品出荷額等は 225,078 百万円（令和３年経済センサス活動調査）で府下１位の規模を誇る。その製造品出荷額等を製造業における業種別構成比で見ると、27.4%を占めており、金属製品製造業（11.9%）を上回って最も高くなっている。その他、プラスチック製品製造業の付加価値額は 31,423 百万円で府下３位であるなど、切削、製品組立、プレス、板金、プラスチック成形、金型製作といった多様な生産加工に対応ができるものづくり産業の集積が本市の強みである。

一方、本市では、市内に集積する個性ある企業同士の共創を促進することで新たなイノベーションを起こすとともに、時流にあった新しい価値を生み出すことのできる機会を創出するため「ハードウェアイノベーション推進拠点」を創設した。これは、行政が描いた基本構想に基づき、民間企業の魅力や資源、力を結集して実施する、官民一体の事業である。

八尾市製造業実態調査（2014 年実施）からも「新たな事業に展開したい」と考える事業所が３割程度あり、その内４分の１が既存事業の進展や効率化、付加価値額の向上に関心を示しており、新たなコラボレーションやイノベーションへの関心が高い。

今後も歯ブラシ生産、金属製品、電子機器等の産業集積を生かしつつ、商品開発や販路開拓支援などの市の施策も組み合わせながら、イノベーション推進拠点を軸に、トライ＆エ

ラーできる機会の創出等を支援し、参画企業により、ものづくり企業の高付加価値化を目指し、地域経済の活性化及び経済の好循環化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

八尾市においては、「イノベーション推進拠点」を活用し、そこで AI、IoT、ビックデータの利活用を促す仕組みを整備することで市内企業にとって専門人材の育成を行うとともに、クリエイティブなモノを体験できる展示・体感スペースを設置しており、利用する子ども・若者・地域住民が将来迎える Society5.0 を身近に体験し、クリエイティブな子どもの育成のみならず、将来の地域産業の担い手を育成し、また、高付加価値化として、商品開発や販路開拓につなげる。イノベーション拠点施設の活用により「誰もが、いつでも、身近にクリエイティブを」感じるまちという他地域にはない本市の地域優位性を高める。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関連施策

令和6年度から令和10年度の基本計画の計画期間内において、令和6年度は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、平成27年度より開始した、八尾市製品・サービス開発型クリエイティブ産業創出事業（STADI 事業など）の深化化事業である「デジタルを活用した「価値と人材のサイクルモデル」形成事業により商品開発、販路開拓支援を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公設試験場等の技術情報の情報提供（八尾市）

地域企業の技術力向上のために、公設試験場が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、八尾市産業政策課内を対応窓口とする。また、事業環境整備の提案を受けた場合については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①八尾市立中小企業サポートセンターの強化

中小企業者の様々なニーズに応えるため、専門分野のコーディネーターを配置し、相談・助言や支援機関の紹介、販路開拓支援、産学官の連携、異業種交流の推進、技術セミナーの開催等を行っており、八尾ものづくり企業 医療・介護分野参入促進事業において蓄積された支援ノウハウを活かし、イノベーション推進拠点施設との連携を図るべく、支援人材を拡充する。

②八尾市ものづくり集積促進奨励金の見直し

イノベーション推進拠点の創出に留まらず、市内各企業のオープンファクトリー（工場見学）を推進するため、企業立地を促進する奨励金の制度見直しを実施する。

③意欲ある事業者経営・技術支援補助金（パワーアップサポート）制度の拡充

拠点を利用する参画企業のコラボレーション及び IoT 活用をより促進するため、企業の新たな挑戦と変革を応援する補助金の一部、拡充を実施する。

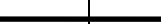
④産業人材育成事業

次世代経営者や経営幹部候補者の育成支援として、連続セミナーを開催し、各自イノベーションを創出するための事業戦略プランを作成し、その事業実施支援の一環として、拠点施設を活用する。

⑤事業承継支援事業

ワークショップセミナー開催を行うことにより、市内経営者の課題を掘り起し、その課題解決に向けた分析及び支援メニューを作成する。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和６年度	令和７年度～	令和１０年度 （最終年度）
地方創生関連施策	実施 		
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
◆公設試験場等の技術情報の情報提供	実施 		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
◆事業者からの事業環境整備の提案への対応	実施 		
【その他の事業環境整備】			
◆八尾市立中小企業サポートセンターの強化	実施 		

◆八尾市ものづくり集積促進奨励金の見直し	実施	→	→
◆意欲ある事業者経営・技術支援補助金（パワーアップサポート）制度の拡充	実施	→	→
◆産業人材育成事業	実施	→	→
◆事業承継支援事業	実施	→	→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

IoTを活用した「イノベーション推進拠点」として、「～誰もが、いつでも、気軽に、クリエイティブを」をキーワードに、市内外の企業や大学などのエキサイティングなものづくりやサービスの経験を楽しみながら体感できる機会を提供することにより、クリエイティブを楽しみ、「テクノロジー、ヒト、アイデア」などの出会いが加速する場として、域内外の交流促進を図る。八尾市立中小企業サポートセンターを中心に、産業振興に関する連携協定等を締結している八尾商工会議所、大阪シティ信用金庫、りそな銀行、池田泉州銀行、日本政策金融公庫、近畿大学、大阪経済法科大学並びに八尾市立中小企業サポートセンターとのネットワークを築いている各種支援機関との連携を強化する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①八尾市立中小企業サポートセンター事業

サポートセンター事業である「ものづくりカレッジ」などの実践場所としてイノベーション推進拠点施設を活用する。また、従来のコーディネーター事業の随時派遣などを実施。

1 金融機関(大阪シティ信用金庫、りそな銀行、りそな総合研究所、池田泉州銀行、日本政策金融公庫、京都信用金庫、大阪信用金庫)

イノベーション推進拠点の参画企業として、施設利用及び金融機関が実施する子ども向けお仕事体験事業の実施、新たな事業の創出に向けた起業講座の実施及びその事業に対する融資や投資ファンドの展開、海外展開支援事業の実施、工場用地の空き情報サービスの実施。

②大学等（近畿大学、大阪経済法科大学）

イノベーション推進拠点の利用者として、教授や学生の交流サロンとする。学会や研究会の発表、ジョイントセミナーの実施、教授や学生を交えたアイデアソン及びハッカソンの実施、大学研究におけるフィールドワークの場の提供、インターンシップの実施。

③八尾商工会議所

商工会議所では、巡回・窓口相談業務や専門家による高度な相談支援事業に加え、マーケティング支援として商圏分析レポート提供サービスや地域資源を活用した商品選定事業を実施。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど

防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

①PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

②その他

本計画を推進するにあたっては、関連計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和10年度末日までとする。

「大阪府八尾市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。